

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	府税の賦課徴収に関する事務 「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、府税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都府知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和3年11月1日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	府税賦課徴収事務
②事務の内容 ※	地方税法及び京都府府税条例等に基づき、府税の賦課決定から納税に至るまでの一連の事務を行う。 特定個人情報、納税義務者から提出される申告書等、住民基本台帳ネットワークシステム及び国税連携システム等から入手し、税務支援システムで管理する。 税務支援システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途同システムで納税者一人一人に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能及び収納管理機能等と連携して活用する。 ■一般的な事務の流れ(別添1参照) ①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。 ②受領した申告内容のうち、税務支援システムへ宛名情報等必要事項を入力する。 ③申告書等の内容を調査する。 ④納税義務者に納税通知書及び納付書を送付する。 ⑤納税義務者が金融機関等で納付する。 ⑥金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑦納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。 ⑧収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。 ⑨督促した納税義務者の案件を、京都地方税機構へ滞納情報の引継ぎを行う。 ■特定個人情報を管理する府税の種類(参考) 個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税種別割及び環境性能割
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務支援システム
②システムの機能	府税賦課徴収事務の基幹となるシステムであり、府税の賦課決定から納税に至るまでの一連の機能を有している。 主な機能は以下のとおりである。 ・共通宛名管理機能 全税目に係る宛名情報(個人番号を含む)を一元的に管理する機能。 ・課税管理機能 申告書等による情報から府税の課税状況を管理する機能。 ・収納管理機能 府税納税証明書の発行並びに収納、還付及び充当等の収納状況を管理する機能。 ・滞納管理機能 課税管理情報及び収納管理情報から、府税が未納となっている滞納者を抽出する。さらに当該滞納者に係る、督促状の発付及び、滞納整理等の状況を管理する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ([] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム2～5

システム2

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※都道府県サーバ部分についてのみ記載								
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 京都府知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ（本人確認情報を記録し、住基システム、都道府県サーバ、他市町村コミュニケーションサーバとデータ交換を行うためのサーバ。外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置を内蔵し、耐タンパー装置は通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する。）を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 京都府の他の執行機関への情報提供 府の他の執行機関からの住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報（氏名、性別、住所及び生年月日）等に対応する本人確認情報を京都府知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を京都府知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報等をキーワードとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された個人番号又は基本4情報等をキーワードとした京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 京都府知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他（</td> <td>）</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他（	）
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他（	）								

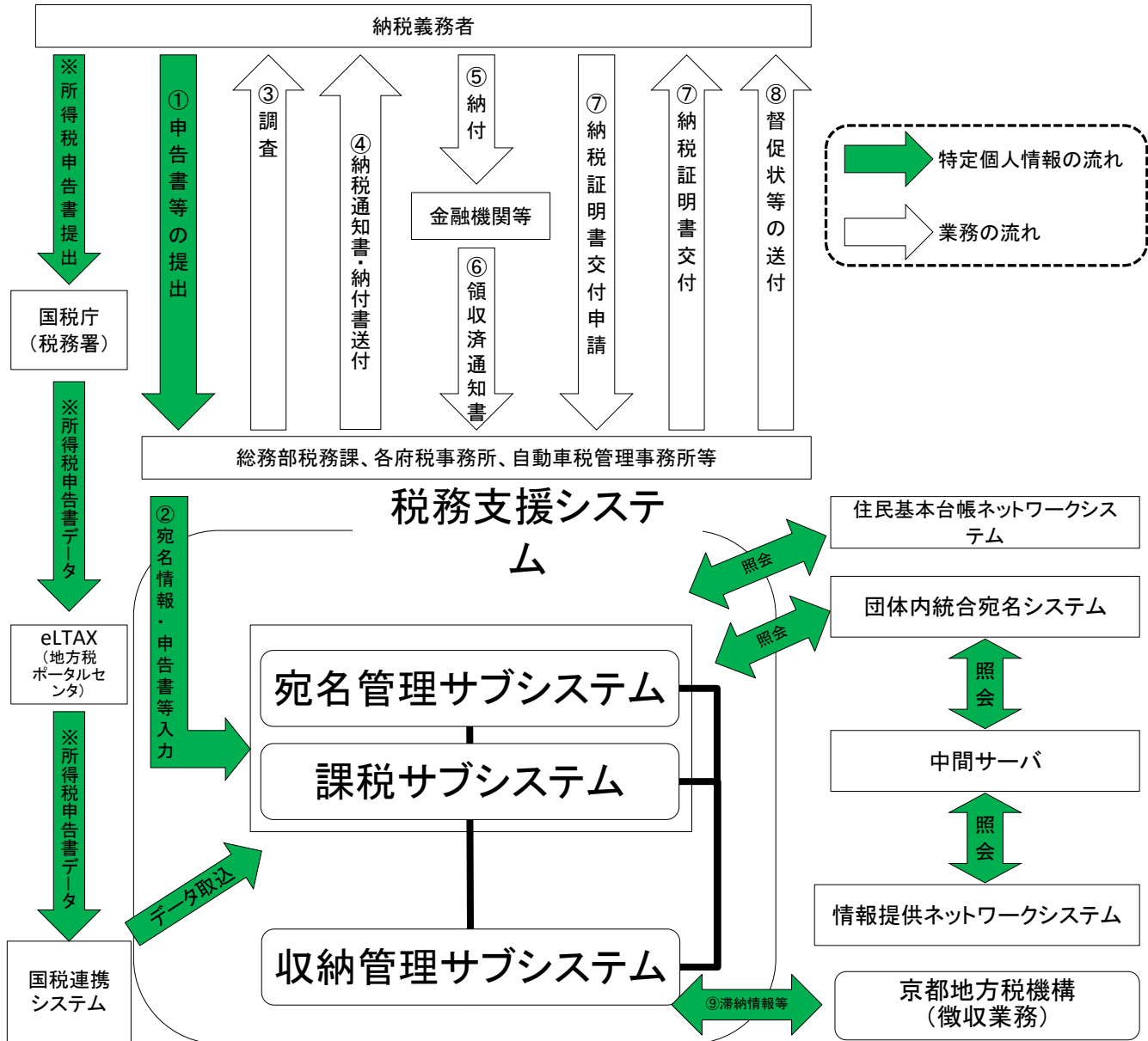
システム3

①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、(京都地方税機構が管理する)本府受信サーバに送信される。 1. 所得税申告書等データの受領 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2. 所得税申告書等データの回送 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム ☒ その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）

システム4	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1ー(1). 符号管理対応機能 中間サーバの符号管理機能に対応し、符号取得の処理通番の発行依頼を行う機能。 1ー(2). 情報照会支援機能 中間サーバの情報照会機能に対応し、他システムの情報照会を支援する機能。 1ー(3). 情報提供支援機能 中間サーバの情報提供機能に対応し、他システムが行うべき情報提供等を支援する機能。 1ー(4). 基本4情報等の出力機能 中間サーバからの情報提供要求に対応し、個人番号及び基本4情報のデータを中間サーバに通知する機能 2. 団体内統合宛名番号付番機能 統合宛名システム端末及び他システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能 3. 宛名情報等管理機能 統合宛名番号を主キーとして、保有する各情報を適切に管理する機能。 4. 未電算業務等対応機能 統合宛名システム運用端末を用いて、未電算業務等に対応するための機能。 5. 共通変換機能 他システムの間接サーバ連携を支援するため、他システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。 6. 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証及びログイン後の権限管理の機能。 7. 庁内連携機能 府が保有する中間サーバに提供する特定個人情報の連携データを業務システム間で相互照会を実施するための中継機能。 (特定個人情報の副本を保有しないが、特定個人情報の連携した履歴については、管理できる。)
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム (中間サーバ)

システム5	
①システムの名称	中間サーバシステム
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」を紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び照会した情報を受領する機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能。 4. 他システム接続機能 中間サーバと他システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報及び符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持及び管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供及び符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証並びにそれらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証並びに職員に付与された権限に基づいた各種機能及び特定個人情報へのアクセス制限を行う機能。 10. システム管理機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
3. 特定個人情報ファイル名	
税務支援システムファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・番号制度に関する税制上の措置として、税務関係書類(申告書や申請書など)の記載事項に個人番号が追加されている。 ・このため、府税の賦課徴収においても個人番号付きの申告書(データを含む)を受理するため、税務支援システムで特定個人情報を保有している。
②実現が期待されるメリット	・府税の申告書等へ個人番号が記載されること及び情報提供ネットワークシステムを利用することで、府税賦課徴収事務に必要な情報が効率的に取得できる。 ・それにより、個人の特定の正確性の向上が図られ、氏名や住所等の情報だけでは不十分であった名寄せの作業が容易になることから、適正・公正な課税及び事務の効率化が期待できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、2項 別表第一16の項、99の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 別表第二28の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都府総務部税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

■一般的な事務の流れ

- ① 納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。
- ② 受領した申告内容のうち、税務支援システムへ宛名情報等必要事項を入力する。
- ③ 申告書等の内容を調査する。
- ④ 納税義務者に納税通知書及び納付書を送付する。
- ⑤ 納税義務者が金融機関等で納付する。
- ⑥ 金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。
- ⑦ 納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。
- ⑧ 収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。
- ⑨ 督促した納税義務者の案件を、京都地方税機構へ滞納情報の引継ぎを行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務支援システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	府税の納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	・課税資料の名寄せ・突合の正確かつ効率化の推進など、府税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため。 ・番号制度に関する税制上の措置として、税務関係書類(申告書や申請書など)の記載事項に個人番号が追加されるため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・識別情報(個人番号等) 個人を正確に特定するため ・基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)及び電話番号 納税通知書等の送付先及び課税調査等において本人との連絡等並びに個人番号の真正性の確認に必要なため ・国税関係情報 府税の課税調査において、所得税の確定申告書等データを利用するため ・地方税関係情報(※府税を扱うファイルであることが前提のため、市町村税に関してのみ記載) 府税の賦課徴収の情報として管理するため ・障害者福祉関係情報 障害者に対する府税の減免を決定する際の情報として管理するため ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護受給者に対する府税の減免を決定する際の情報として管理するため ・災害関係情報 被災者に対する府税の減免を決定する際の情報として管理するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (総務部自治振興課及び統合宛名システムを利用する 所属) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県 市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (地方公共団体情報システム機構)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③入手の時期・頻度		・本人又は本人の代理人 納税義務者等から申告書等の提出を受けた都度。(月1回程度) ・評価実施機関内の他部署(総務部自治振興課及び統合宛名システムを利用する所属) 個人番号の真正性を確認する都度。(月1回程度) ・行政機関・独立行政法人等(国税庁) 国税連携システムにおいて所得税申告書等データの受信がある都度。(月1回程度) ・地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 国税連携システムにおいて、団体間の回送により所得税申告書等データの受信がある都度。(月1回程度)(都道府県) - 府税の賦課徴収事務の調査を行う都度。(月1回程度)(市町村) ・その他(地方公共団体情報システム機構) 府税賦課徴収事務において必要となる都度。(月1回程度)
④入手に係る妥当性		・本人又は本人の代理人 納税義務者等からの個人番号を含む申告書等の提出により、必要な情報を入手する。 ・評価実施機関内の他部署(総務部自治振興課及び統合宛名システムを利用する所属) 税務支援システムで管理している情報の正確性の確保のため、住民基本台帳ネットワークシステム又は統合宛名システムで管理している情報と突合することにより、情報の相違がないか確認するために入手する。 ・行政機関・独立行政法人等(国税庁) 府税の賦課を目的として、国税連携システムから所得税申告書等データを入手する。 ・地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 府税の賦課徴収事務において必要な資料として入手する。 ・その他(地方公共団体情報システム機構) 番号利用法第14条第2項において、必要に応じて本人確認情報の提供を求めることができる旨規定されている。
⑤本人への明示		府税賦課徴収事務における特定個人情報の利用に関しては、番号利用法第9条(別表第一16の項、99の項)に規定されている。 納税義務者からの申告書等の提出において、府税事務所等の窓口で対応する場合のみ、特定個人情報の使用目的を本人に説明する。
⑥使用目的 ※		課税資料の名寄せ・突合の正確かつ効率化の実現など、府税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、個人番号を利用する。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部税務課、各府税事務所、自動車税管理事務所、各広域振興局税務課、各府税出張所及び各地域総務防災課
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		府税賦課徴収事務において、以下の管理事務を行うために使用する。 ・共通宛名管理 全税目に係る宛名情報(個人番号を含む)を一元的に管理する。 ・課税管理 申告書等による情報から府税の課税管理事務を行う。 ・収納管理 府税の納税証明書の発行並びに収納、還付及び充当等の収納状況を管理する収納管理事務を行う。 ・滞納管理 課税管理情報及び収納管理情報から、府税が未納となっている滞納者を抽出し、督促状を発付後、徴収業務を行っている京都地方税機構に情報連携を行う。
	情報の突合 ※	申告書等に記載されている納税義務者等の特定個人情報の確認については、住民基本台帳ネットワークシステム又は統合宛名システムと突合し、真正性を確認する。 府税の課税情報の確認については、本人から提出された申告書等に記載された個人番号を用いて、情報提供ネットワークシステムで入手した情報と突合する。
	情報の統計分析 ※	業務上、必要に応じて統計分析を行うことはあるが、特定の個人を判別しうる統計分析は行わず、作成する帳票にも個人番号は出力しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・地方税関係情報による府税の税額決定 ・障害者に対する府税の減免決定 ・生活保護受給者に対する府税の減免決定 ・生活保護情報等に基づく滞納処分(執行停止又は財産差押等)の決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		税務支援システムの開発及び運用管理業務
①委託内容		税務支援システムの開発及び障害対応を含めた運用管理業務全般
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	府税の納税義務者及び課税調査対象者
	その妥当性	委託先に特定個人情報ファイル全体を扱う権限を含む全ての権限を有していなければ、税務支援システムの開発及び運用管理を行うことができず、システムの安定稼働に著しい支障が生じることから、特定個人情報ファイル全体を扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		○ 専用線 電子メール ○ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()
⑤委託先名の確認方法		府ホームページに掲載
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を京都府に申請し、承認を得なければならない。
	⑨再委託事項	個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税(種別割)並びに自動車税(環境性能割)の課税、収納及び徴収に係る運用支援業務
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

[illegible]

[illegible]

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名管理】

1. 納税者番号、2. 統合先納税者番号、3. 出力フラグ、4. 履歴件数、5. 口座情報、6. 氏名(漢字)、7. 氏名(カナ)、8. 第2氏名有無、9. 第2氏名(漢字)、10. 第2氏名(カナ)、11. 組織区分、12. 前後区分、13. 代表者名、14. 代表者区分、15. 住所コード、16. 通り名入力、17. 通り名、18. 番地、19. 方書、20. 郵便番号、21. 生年月日、22. 電話番号1、23. 電話番号2、24. 状態区分、25. 異動日、26. 備考、27. 統合元更新者事務所、28. 統合元更新者、29. 更新理由コード、30. 統合元登録日、31. 統合元更新日、32. 事務所、33. 統合事務所名、34. 統合者、35. 登録日、36. 登録時間、37. 更新日、38. 更新時間、39. 履歴連番、40. 補記区分、41. 個人法人等区分、42. 統合元番号、43. 性別、44. 注意コード、45. 送付先区分、46. 漢字氏名(左詰め)、47. カナ氏名(左詰め)、48. 第2漢字氏名(左詰め)、49. 第2カナ氏名(左詰め)、50. 住所(左詰め)、51. 番地(左詰め)、52. 方書(左詰め)、53. 履歴連番(新)、54. 履歴連番(旧)、55. 更新者事務所、56. 更新者、57. マスター区分、58. カナ氏名、59. 漢字氏名、60. 住所、61. 口座管理区分、62. 税目コード、63. 課税番号、64. 区別情報、65. 金融機関コード、66. 店舗コード、67. 口座種別、68. 口座番号、69. 口座名義人、70. 口座振替開始日、71. 口座振替終了日、72. 口座振替依頼日、73. 事務所コード、74. 個人番号、75. 真正性確認区分、76. 真正性確認送信日、77. 真正性確認送信時間、78. 真正性確認確定日、79. 真正性確認確定時間、80. 真正性確認事務所、81. 真正性確認者、82. 個人番号初期登録事務所、83. 個人番号初期登録者、84. 削除区分、85. 利用可否、86. 前回個人番号、87. 統合宛名送信日、88. 統合宛名送信時間、89. 統合宛名送信個人番号、90. 住基一括検索回数、91. 生存状況、92. 氏名_漢字、93. 氏名_かな、94. 照会一致項目フラグ_氏名_漢字、95. 照会一致項目フラグ_氏名_かな、96. 照会一致項目フラグ_清音かな氏名、97. 照会一致項目フラグ_生年月日、98. 照会一致項目フラグ_性別、99. 照会一致項目フラグ_住所_完全一致、100. 照会一致項目フラグ_住所_前方一致、101. 照会一致項目フラグ_住所_市町村コード、102. 検索パターン番号、103. 更新事務所コード、104. 更新者名、105. 予備項目1、106. 予備項目2、107. 予備項目3、108. 住基一括検索要求住民区分、109. 候補番号、110. 利用事由、111. 提供年月日、112. 対象者識別情報、113. 住基一括検索処理結果コード、114. 異動有無、115. 変更状況、116. 住民票コード、117. 付随情報_異動事由、118. 付随情報_異動年月日、119. 外字情報_氏名外字数、120. 外字情報_住所外字数、121. 外字データレコード数、122. 市町村コード、123. 不参加団体対象フラグ、124. 作成年月日、125. 更新年月日、126. ユーザID

【滞納管理】

1. 収税担当者コード、2. S納税者番号、3. 引継収税担当者コード、4. 引継担当者名、5. 納税者カナ、6. 納税者氏名、7. 納税者住所、8. 更新区分、9. 更新日、10. 調定キー・税目コード、11. 調定キー・課税番号、12. 調定キー・実績年月等、13. 調定キー・課税連番、14. 調定キー・課税年度、15. 調定事由、16. 住所、17. 氏名、18. 納期限、19. 法定納期限、20. 本税、21. 延滞金、22. 加算金、23. 合計、24. 処分停止、25. 備考、26. 氏名(漢字)、27. 氏名(カナ)、28. 電話番号1、29. 生年月日、30. 住所コード、31. 住所(左詰め)、32. 滞納税目・個人、33. 滞納税目・法人、34. 滞納税目・不動産、35. 滞納税目・自動車、36. 滞納税目・その他、37. 滞納件数、38. 時効年度、39. 初度登録年度、40. 本税・未納額、41. 延滞金・未納額、42. 加算・未納額、43. 滞納報告日・FROM、44. 滞納報告日・TO、45. 情報・滞納処分、46. 特記事項・分、47. 特記事項・有、48. 特記事項・承、49. 特記事項・連、50. 未処理

【収納管理】

1. 過誤納番号・会計年度、2. 過誤納番号・事務所コード、3. 過誤納番号・連番、4. 過誤納番号・枝番、5. S隔地払課税番号・年度等、6. 歳入歳出区分、7. 過誤納事由、8. 調定キー・税目、9. 調定キー・課税番号、10. 調定キー・実績年月等、11. 調定キー・課税連番、12. 調定キー・調定年度、13. 調定事由(当初)、14. 還付通知日、15. 支払日、16. 受領日、17. 還付額・本税、18. 還付額・延滞金、19. 還付額・過少、20. 還付課税額・不申告、21. 還付課税額・重加、22. 還付加算額(内)・本税、23. 還付加算額(内)・延滞金、24. 還付加算額(内)・過少、25. 還付加算額(内)・不申告、26. 還付加算額(内)・重加、27. 支払区分、28. 組入日、29. 組入登録日、30. 償還通知番号、31. 償還受付日、32. 償還支払日、33. 償還区分、34. 還付先区分、35. 還付先納税者番号、36. 還付先口座情報・金融機関、37. 還付先口座情報・支店番号、38. 還付先口座情報・口座種別、39. 還付先口座情報・口座番号、40. 還付先口座情報・口座名義、41. 過誤納事由・通知用、42. 状態区分、43. 注意サイン、44. 注意メッセージ、45. 検索用支払番号、46. 支払番号1、47. 支払番号2、48. 還付額(戻出)、49. 還付額(支出)、50. 保管用・納税者番号、51. 保管用・住所コード、52. 保管用・編集用住所、53. 保管用・氏名漢字、54. 支払済情報・換金日、55. 還付先変更サイン、56. 更新事務所、57. 更新日、58. 過誤納番号・会計年度、59. 過誤納番号・県税コード、60. レコード区分、61. 登録連番、62. 定期随時区分、63. 調定キー・課税年度、64. 経歴番号、65. 通知日、66. 還付加算金始期日、67. 除算期間・開始日、68. 除算期間・終了日、69. 充当・充当適状日、70. 充当・充当終期日、71. 充当・還付加算金区分、72. 充当・本税・加算金区分、73. 充当・充当額、74. 充当・税割、75. 充当・均等、76. 充当・所得、77. 充当・付加、78. 充当・資本、79. 充当・収入、80. 充当・充当後未納額、81. 充当・充当後未納・税割、82. 充当・充当後未納・均等、83. 充当・充当後未納・所得、84. 充当・充当後未納・付加、85. 充当・充当後未納・資本、86. 充当・充当後未納・収入、87. 充当・還付加算金計算値、88. 充当・還付加算金基礎金額、89. 充当・充当元経歴番号、90. 充当・充当先税目、91. 充当・充当先課税番号、92. 充当・充当先実績年月等、93. 充当・充当先課税連番、94. 充当・充当先課税年度、95. 充当・充当先経歴番号、96. 充当・充当先本税加算金区分、97. 充当・充当先会計年度、98. 充当・充当先課税事務所、99. 充当・充当先調定事由・当初、100. 充当・予定更新日、101. 充当・予定更新時間、102. 充当・確定延滞金、103. 還付・還付加算金区分、104. 還付・還付税額・本税、105. 還付・還付税額・税割、106. 還付・還付税額・均等、107. 還付・還付税額・所得、108. 還付・還付税額・付加、109. 還付・還付税額・資本、110. 還付・還付税額・収入、111. 還付・還付税額・延滞金、112. 還付・還付税額・過少、113. 還付・還付税額・不申告、114. 還付・還付税額・重加、115. 還付加算金計算値・本税、116. 還付加算金計算値・税割、117. 還付加算金計算値・均等、118. 還付加算金計算値・所得、119. 還付加算金計算値・付加、120. 還付加算金計算値・資本、121. 還付加算金計算値・収入、122. 還付加算金計算値・延滞金、123. 還付加算金計算値・過少、124. 還付加算金計算値・不申告、125. 還付加算金計算値・重加、126. 還付加算金基礎金額・本税、127. 還付加算金基礎金額・税割、128. 還付加算金基礎金額・均等、129. 還付加算金基礎金額・所得、130. 還付加算金基礎金額・付加、131. 還付加算金基礎金額・資本、132. 還付加算金基礎金額・収入、133. 還付加算金基礎金額・延滞金、134. 還付加算金基礎金額・過少、135. 還付加算金基礎金額・不申告、136. 還付加算金基礎金額・重加、137. 保管用・支払方法、138. 金融機関CD、139. 支店CD、140. 口座番号、141. 口座種別CD、142. 口座名義、143. 支払済情報・金融機関CD、144. 支払済情報・支店CD、145. 更新区分

【個人事業税課税管理】

1 税目 2 課税乗車 3 所得年 4 調査事由 5 異動事由 6 訴等事致訴コード 7 事業年始期 8 事業年終期 9 開始区分

1. 税目、2. 課税区分、3. 所得区分、4. 調整区分、5. 異動区分、6. 異動事由コード、7. 事業開始期、8. 事業終了期、9. 国庫区別、10. 税官処理日、11. 青白区分、12. 分割区分、13. 種別コード1、14. 業種コード1、15. 国税事業所得金額、16. 国税不動産所得金額、17. 国税専従者控除額、18. 国税専控除額、19. 事業税専従人数、20. 事業税専従控除額、21. 事業税非課税所得コード、22. 事業税非課税所得額、23. 合計額、24. 損失繰越、25. 被災繰越、26. 譲渡繰越、27. 譲渡損失、28. 事業月数、29. 事業主控除額、30. 控除額合計、31. 課税標準額、32. 分割課税標準額、33. 年税額、34. 税務署コード、35. 基本国税番号、36. 納税者氏名、37. 納税者生年月日、38. 都道府県コード、39. 市町村コード、40. 大字コード、41. 字コード、42. 住所、43. 郵便番号、44. 電話番号、45. 屋号名称、46. 事業所所在地、47. 主業種、48. 該当区分1、49. 従1業種、50. 該当区分2、51. 従2業種、52. 該当区分3、53. 基本青白区分、54. 基本分割区分、55. 注意コード1、56. 注意コード2、57. 金融機関コード、58. 口座種別、59. 口座番号、60. 資料請求先、61. 資料送付先、62. 転写事務所コード、63. 前年度課税対象所得、64. 前年度非課税所得、65. 繰越控除残額、66. 住宅貸付一戸棟数、67. 住宅貸付貸間室数、68. 住宅以外一戸棟数、69. 住宅以外貸間室数、70. 建物貸付総面積、71. 建物貸付収入金額、72. 住宅用土地貸付契約数、73. 住宅用土地貸付貸付総面積、74. 住宅以外土地貸付契約件数、75. 複合貸付件数、76. 不動産共有有無、77. 不動産該当状況、78. 不動産収入金額、79. 所得年月(不動産貸付)、80. 入力日(不動産貸付)、81. 駐車場台数青空、82. 駐車場台数建物、83. 駐車場共有有無、84. 駐車場該当状況、85. 駐車場収入金額、86. 所得年月(駐車場貸付)、87. 入力日(駐車場貸付)、88. 局署コード、89. 国税番号、90. 台帳管理台帳番号、91. 台帳管理一連番号、92. 異動年月日、93. 国税異動事由、94. 申告区分、95. 国税青白区分、96. 青色申告特別控除額、97. 国税氏名、98. 国税カナ氏名、99. 国税生年月日、100. 国税郵便番号、101. 国税電話番号、102. 国税住所、103. 国税都道府県コード、104. 国税市町村コード、105. 国税大字コード、106. 国税字コード、107. 漢字住所番地方書き、108. 国税屋号、109. 国税カナ屋号、110. 国税営業等収入金額、111. 国税その他の事業収入金額、112. 国税不動産収入金額、113. 国税その他雑収入金額、114. 国税営業等所得金額、115. 国税その他の事業所得金額、116. 国税不動産の所得金額、117. 国税雑所得金額、118. 国税主業種、119. 国税従業種他事業、120. 国税従業種農業、121. 国税従業種商業、122. 国税従業種不動産、123. 国税従業種その他、124. 国税専従者給与(控除)額、125. 国税配偶者控除、126. 国税扶養控除、127. 国税特後短期譲渡所得金額、128. 国税特後長期譲渡所得金額、129. 国税繰越損失控除額、130. 取込フラグ、131. 対象対象外フラグ、132. 局署番号、133. 利用者識別番号、134. 連番、135. 突合状況、136. 住所突合状況、137. 処理状況、138. 定期課税エラー理由コード、139. 確定申告書第2表有無、140. 管理事務所1、141. 管理事務所2、142. 管理事務所3、143. 管理事務所4、144. データ区分、145. ファイル種別、146. 送信先地方自治体コード、147. 送信先判別コード、148. 国税部内使用コード、149. 1月1日地方自治体コード、150. 確定申告書区分、151. 課税異動事由コード、152. 取込区分、153. 局署番号2、154. 整理番号、155. バッチ番号、156. 受付番号、157. 連絡データ作成年月日、158. 団体確認用コード、159. 台帳番号、160. 拡張子、161. 税務署名、162. 提出年月日、163. 年分、164. 申告種類、165. 納税地郵便番号、166. 納税地、167. カナ氏名、168. 清音後カナ氏名、169. 漢字氏名、170. 清音後漢字氏名、171. 職業、172. 屋号、173. 生年月日、174. 電話番号(市外局番)、175. 電話番号(市内局番)、176. 電話番号(加入者番号)、177. 青色区分、178. 損失区分、179. 修正区分、180. 営業等収入金額、181. 農業収入金額、182. 営業等所得金額、183. 農業所得金額、184. 不動産所得金額、185. 雑所得金額、186. 総合譲渡一時所得金額、187. 申告納税額、188. 専従者給与合計額、189. 事業専従者続柄1、190. 事業月数・内容1、191. 専従者給与額1、192. 事業専従者続柄2、193. 事業月数・内容2、194. 専従者給与額2、195. 事業専従者続柄3、196. 事業月数・内容3、197. 専従者給与額3、198. 専従者給与合計、199. 特例適用条文等、200. 雑所得種類1、201. 雑種目1、202. 雑収入金額1、203. 雑必要経費等11、204. 雑必要経費等12、205. 雑差引金額11、206. 雑差引金額12、207. 雑所得種類2、208. 雑種目2、209. 雑収入金額2、210. 雑必要経費等21、211. 雑必要経費等22、212. 雑差引金額21、213. 雑差引金額22、214. 雑所得種類3、215. 雑種目3、216. 雑収入金額3、217. 雑必要経費等31、218. 雑必要経費等32、219. 雑差引金額31、220. 雑差引金額32、221. 雑所得種類4、222. 雑種目4、223. 雑収入金額4、224. 雑必要経費等41、225. 雑必要経費等42、226. 雑差引金額41、227. 雑差引金額42、228. 氏名(配偶者等)、229. 給与(配偶者等)、230. 非課税所得番号、231. 非課税所得金額、232. 損益通算特例前不動産所得、233. 不動産青色申告特別控除、234. 譲渡損失等、235. 開廃業区分、236. 開廃業日、237. 他県事務所有無、238. 取込日、239. 更新日

【不動産取得税課税管理】

1. 物件地コード、2. 家屋番号(本番)、3. 家屋番号(枝番)、4. 家屋番号(枝枝番)、5. 納税者コード、6. 異動記号、7. 棟番号(本番)、8. 棟番号(枝番)、9. 種類、10. 構造(主体)、11. 構造(屋根)、12. 構造(階数)、13. 構造(その他)、14. 化学工場プレハブコード、15. 建築年、16. 評価床面積1階、17. 評価床面積1階以外、18. 単位当評点数、19. 所在地コード、20. 市街地調整記号、21. 減免事項(記号)、22. 減免事項(割合)、23. 事変記号(上1桁)、24. 事変記号(下2桁)、25. 評価区分、26. 前基準年度決定価格、27. 前基準年度評価額、28. 決定価格、29. 住所(漢字)、30. 方書(漢字)、31. 氏名1(漢字)、32. 氏名2(漢字)、33. 氏名カナ1、34. 氏名カナ2、35. 氏名選択サイン、36. 個人法人区分、37. 筆頭者サイン、38. 共有者数、39. 持分分子、40. 持分分母、41. 郵便番号、42. バーコード情報2、43. 予備、44. 課税番号、45. 事務所コード、46. 資料番号、47. 課税年度、48. 課税区分、49. 物件番号、50. 解除、51. 所在地CD(都道府県～丁目)、52. 物件所在地名称、53. 地番、54. 原承区分、55. 土地家屋区分、56. 主従区分、57. 物件数(外件数)、58. 法務局受付番号、59. 登記年月日、60. 取得年月日、61. 取得区分、62. その他取得区分、63. 家屋構造、64. 屋根構造、65. 家屋種類、66. 地目区分、67. 家屋形態、68. 農転目的区分、69. 宅地比率、70. 地上階数、71. 地下階数、72. 住宅部分面積、73. その他部分面積、74. 合計面積、75. 戸数、76. 評価額、77. 再建築評点数、78. 評価基準年、79. 評価基準明確化、80. 課税評価額、81. 平米単価、82. 造成費、83. 新築年月日、84. 登記義務者数、85. 在来家屋住宅面積、86. 在来家屋取得年月日、87. 1㎡当評点数、88. 1点単価、89. 換算率、90. 上昇率、91. 建床面積、92. 共有者合算前資料番号、93. 物件合算前資料番号、94. 合算資料番号、95. 合算課税番号、96. 合算課税区分、97. 特例控除の有無、98. 特例控除対象面積、99. 特例控除対象戸数、100. 宅地減額適用の有無、101. 宅減資料番号、102. 適用の有無(住宅控除適用)、103. 新築・既存区分(住宅控除適用)、104. 戸数(床)、105. 明細存在区分、106. 明細レコード件数、107. 物件取得価格、108. 物件エラーフラグ、109. 本番号、110. 枝番号、111. 枝枝番号、112. FC等情報、113. 自決国決、114. 課税／非課税物件、115. 課税／非課税地、116. 物件地コード、117. 固定資産評価額、118. 入力生成年月日、119. 更新年月日

【自動車税課税管理】

1. 登録番号、2. 車台番号下3桁、3. 登録年月日、4. 同日連番、5. OCR連番、6. 取得年月日、7. 申告年月日、8. 処理年月日、9. 申告書区分、10. 取得税申告区分、11. 取得税課税区分、12. 所有形態、13. 状態コード・自動車税、14. 状態コード・取得税、15. 取得価額・車両本体、16. 取得価額・付加物、17. 自動車取得税額、18. 特例区分、19. 税率コード、20. 自動車税額、21. 住所コード、22. 番

地、23. 方書、24. カナ氏名、25. 生年月日、26. 電話番号、27. 最古登録番号、28. 結果番号、29. 結果連番、30. 業務種別コード、31. 型式、32. グリーン、33. 時刻、34. 修正処理日(税率・税額)、35. データ登録未処理フラグ、36. 更新日、37. 更新時刻、38. 余白、39. マイナンバー、40. 登録番号(標板)、41. 登録番号(車種)、42. 登録番号(カナ)、43. 登録番号(番号)、44. 申請者区分、45. 申請日(年号)、46. 申請日(年)、47. 申請日(月)、48. 申請日(日)、49. 納税義務者氏名カナ1、50. 納税義務者氏名カナ2、51. 納税義務者氏名漢字1、52. 納税義務者氏名漢字2、53. 申請新(郵便番号1)、54. 申請新(郵便番号2)、55. 申請新(都道府県)、56. 申請新(市区郡)、57. 申請新(方書)、58. 申請旧(都道府県)、59. 申請旧(市区郡)、60. 申請旧(方書)、61. 電話番号1、62. 電話番号2、63. メールアドレス、64. 住所更新フラグ、65. 到達番号、66. 車台番号、67. 納税義務者氏名カナ、68. 納税義務者氏名漢字、69. 新住所・郵便番号、70. 新住所・都道府県、71. 新住所・市区郡町名番地、72. 新住所・方書、73. 旧住所・都道府県、74. 旧住所・市区郡町名番地、75. 旧住所・方書、76. 申請年月日、77. 申請時刻、78. 納税義務者番号、79. 注意メッセージ情報、80. 納通返戻情報、81. エラーレベル、82. エラーメッセージ、83. 登録番号エラーサイン、84. 納税者番号エラーサイン、85. 氏名カナエラーサイン、86. 氏名漢字エラーサイン、87. 新住所エラーサイン、88. 旧住所エラーサイン、89. 生年月日エラーサイン、90. 処理時刻、91. 処理時間、92. 連番、93. 修正前後、94. オンライン・分配区分、95. 納税者番号・納税義務者、96. 車検有効年月日、97. 初度登録年月、98. 用途コード、99. 型式指定番号、100. 類別区分番号、101. 形状コード、102. 定員区分、103. 定員1、104. 定員2、105. 排気種別、106. 排気量、107. 積載量1、108. 積載量2、109. 車輦重量、110. 車両総重量1、111. 車両総重量2、112. 車輦長さ、113. 車輦幅、114. 車輦高さ、115. 燃料コード、116. 塗色コード、117. 排ガス適合コード、118. 型式コード、119. 原動機識別コード、120. 原動機型式、121. 所有者コード、122. 所有者コード(使用者欄)、123. 使用の本拠具体体名漢字、124. 本拠地(LASDEC)、125. 番号・棟番号・番地等、126. メーカーコード、127. 車名、128. 車名コード、129. 納税者番号・使用者、130. 納税者番号・所有者、131. 納税者番号・送付先、132. 納税通知書送付先区分、133. 状態コード、134. 状態適用年月日、135. 状態処理年月、136. 注意コード、137. 下取会社コード、138. 下取年月日、139. 特種コード、140. 年税額、141. 事務所コード、142. 登録事由コード、143. 異動事由コード、144. 異動年月日、145. 前基本レコード有無、146. 後基本レコード有無、147. 変更前情報、148. 登録番号変更年月日、149. 登録番号(変更後)、150. 車台番号下3桁(変更後)、151. 登録年月日(変更後)、152. 登録番号変更年月日(変更後)、153. 分配処理年月日、154. 修正処理年月日、155. 最終履歴連番、156. グリーン化税制軽課重課区分、157. 改造車前類別区分番号、158. 抵当権、159. 低燃費車、160. ハイブリッド車、161. データ種別、162. SORT事務所コード、163. SORTエリア、164. 宛先郵便番号、165. 宛先住所コード、166. 宛先納税者番号、167. 宛先氏名(漢字)、168. 宛先住所(漢字)、169. 宛先区分、170. 住所コード(本拠地)、171. 番号・棟番号・番地等(本拠地)、172. 下取情報、173. 税率、174. 取引銀行(収納)、175. 名義人氏名(収納)、176. 取引銀行名(収納)、177. 取引店舗名(収納)、178. 作成区分(収納)、179. 仕向銀行(還付)、180. 名義人氏名(還付)、181. 仕向銀行名(還付)、182. 仕向店舗名(還付)、183. 作成区分(還付)、184. 課税年度、185. 納期限、186. 滞納、187. 納税義務者氏名(漢字)、188. 納税義務者氏名(カナ)、189. 住所コード(納税義務者)、190. 住所(納税義務者)、191. 郵便番号(納税義務者)、192. 補記コード(納税義務者)、193. 法人コード(納税義務者)、194. 使用者氏名(漢字)、195. 使用者氏名(カナ)、196. 住所コード(使用者)、197. 住所(使用者)、198. 郵便番号(使用者)、199. 補記コード(使用者)、200. 法人コード(使用者)、201. 所有者氏名(漢字)、202. 所有者氏名(カナ)、203. 住所コード(所有者)、204. 住所(所有者)、205. 郵便番号(所有者)、206. 補記コード(所有者)、207. 法人コード(所有者)、208. 送付先名(漢字)、209. 送付先名(カナ)、210. 住所コード(送付先)、211. 郵便番号(送付先)、212. 補記コード(送付先)、213. 法人コード(送付先)、214. 府内外区分、215. グリーン化税制軽加重課区分、216. バス、217. 税目コード、218. 通知書種別、219. 発付年度、220. 通知書連番、221. 調定額、222. 通知書枚数、223. 賦課年度、224. 課税連番、225. 変更前納期限、226. 前年度軽課対象有無、227. 本年度グリーン化軽重区分、228. グリーン化増減額、229. 法定税額、230. 発布日、231. 口座振替年月日、232. 納税貯蓄組合コード、233. 引き落とし日、234. 振替停止区分、235. 振替停止入力日、236. 振替停止依頼済フラグ、237. 振替不能区分、238. 入力事務所コード、239. 沿革番号、240. 予備2、241. 業務種別、242. 申請日、243. 異動日、244. 有効期間満了日、245. 有効期間満了日更新、246. 分類区分番号、247. 定員(人)、248. 総排気量、249. 車両重量、250. 排ガス適合コード、251. 型式1、252. 型式2、253. 原動機型式1、254. 原動機型式2、255. 使用の本拠、256. 使用の本拠住所コード、257. 使用者住所コード、258. 所使同一区分、259. 自営区分、260. 用途区分、261. 抹消区分、262. 更新ビット・A、263. 更新ビット・B、264. 更新ビット・C、265. 更新ビット・D、266. 状態ビット・A、267. 状態ビット・B、268. 状態ビット・C、269. 状態ビット・D、270. 状態ビット・E、271. 状態ビット・F、272. 状態ビット・G、273. 改造車の前類別区分番号、274. 低燃費区分、275. グリーン化区分、276. ハイブリッド車区分、277. 予備3、278. 当初登録番号、279. 前回登録番号、280. 次回登録番号、281. 最新ファイルキー、282. 予備4、283. 使用の本拠漢字、284. 具体名・漢字、285. 氏名又は名称、286. 予備5、287. 本拠地住所コード、288. 取引銀行、289. 名義人氏名、290. 取引銀行名、291. 取引店舗名、292. 作成区分、293. 仕向銀行、294. 仕向銀行名、295. 仕向店舗名、296. 納税義務者住所情報、297. 住所、298. 郵便番号、299. 補記コード、300. 法人コード、301. 使用者名(漢字)、302. 使用者名(カナ)、303. 使用者住所情報、304. 所有者名(漢字)、305. 所有者名(カナ)、306. 所有者住所情報、307. 送付先住所情報、308. 転入・転出区分、309. 車台番号(下7桁)、310. 他県登録番号・標板、311. 他県登録番号8桁、312. 陸運支局コード、313. 陸運支局コード・区分、314. 県コード、315. 納税義務者氏名、316. 抹消年月日、317. 減税額、318. 当初税額、319. 最終調定額、320. 登録番号・A、321. 登録番号・最古、322. 結束番号連番、323. 登録番号・B、324. 原動機型式識別コード、325. 使用の本拠(LASDEC)、326. 使用の本拠番地等、327. 使用の本拠(国交省)、328. 使用の本拠(国交省)丁目、329. 使用の本拠(国交省)番地等、330. 税率区分、331. 取得税額、332. 賦課額、333. 所有者氏名漢字、334. 所有者住所、335. 使用者氏名漢字、336. 使用者住所、337. 所有者住所(国交省)、338. 所有者住所(国交省)丁目、339. 所有者住所(国交省)番地等、340. 使用者住所(国交省)、341. 使用者住所(国交省)丁目、342. 使用者住所(国交省)番地等、343. 所有者納税者番号M、344. 所有者関連番号M、345. 所有者氏名漢字M、346. 所有者補記コードM、347. 所有者郵便番号分割M、348. 所有者住所(LASDEC)M、349. 所有者住所(LASDEC)番地等M、350. 使用者納税者番号M、351. 使用者関連番号M、352. 使用者氏名漢字M、353. 使用者補記コードM、354. 使用者郵便番号分割M、355. 使用者住所(LASDEC)M、356. 使用者住所(LASDEC)番地等M、357. フラグ所有者未発見、358. フラグ使用者未発見、359. フラグ所使同一、360. フラグ氏名更新、361. フラグリスト作成済、362. グリーン化税制軽課対策区分、363. 分配使用の本拠・住所、364. 分配所有者住所コード、365. 分配使用者住所コード、366. 転出陸運支局コード、367. 転出一覧表用・登録番号、368. 削除事由、369. 更新事由、370. 削除処理日、371. 証紙事務所コード、372. 余白分配、373. 変更前車台番号、374. 使用の本拠(LASDEC)番地等、375. 所有者住所漢字、376. 使用者住所漢字、377. フラグ、378. 更新状態ビット、379. 分配住所LASDEC、380. 転出一覧表用情報、381. 更新削除事由、382. 修正削除処理日(分配)、383. 更新日時刻、384. 関連年月日、

385. 申告書区分情報、386. 改造費用、387. 取得税・課税標準額、388. 結束番号(申告)、389. 結束連番(申告)、390. 申告分配情報、391. 時刻・更新日時刻、392. 余白申告、393. OSS情報、394. バス区分、395. 台数、396. 新車中古車区分、397. 納税義務者区分、398. 納税者番号__納税義務者、399. 納税者番号__送付先、400. 旧登録番号、401. データ設定区分、402. 送付先登録フラグ、403. 取得税課税対象区分、404. 個人法人区分、405. 組織区分、406. 余白基本更新、407. 県区分、408. 許可証番号、409. 許可年月日、410. 代表者等氏名、411. 法人等名称、412. 氏名・名称(カナ)、413. 住所(代表者)、414. 住所(営業所)、415. 氏名・名称(清音)、416. 処理区分、417. 車種区分、418. 認定型式、419. 課税標準基準額、420. 中古車用基準額、421. 自家用税額(1)、422. 自家用税額(2)、423. 自家用税額(3)、424. 営業用税額(1)、425. 営業用税額(2)、426. 営業用税額(3)、427. メーカー名称、428. モデル名(1)、429. モデル名(2)、430. 仕様1、431. 仕様2、432. 仕様3、433. 仕様4、434. 仕様5、435. 制度1、436. 制度2、437. 制度3、438. 制度4、439. 制度5、440. 開始年月、441. 耐用年数1、442. 耐用年数2、443. 社内型式、444. 更新年月日、445. 低燃費軽減基準額、446. 低燃費軽減税額(自)、447. 低燃費軽減税額(営)、448. 新車ページ番号(左)、449. 新車ページ番号(右)、450. 中古車製本区分、451. 中古車ページ番号、452. 登録番号、453. 更新前登録番号、454. 更新前車台番号下3桁、455. 更新前登録番号変更年月日、456. 住所(送付先)、457. 県内外区分、458. 手帳種類コード1、459. 手帳交付都道府県コード1、460. 手帳番号1、461. 障害コード1、462. 等級コード1、463. 手帳交付年月日1、464. 再交付、465. 確認日1、466. 運転者氏名、467. 使用目的コード、468. 納税者番号・身体障害者、469. 所有者の続柄、470. 使用者の続柄、471. 連絡先相手コード、472. 送付先コード、473. 減免継続区分、474. 減免継続異動年月日、475. 継続減免照会書状態区分、476. 補記、477. 生計区分

【軽油引取税課税管理】

1. 事業者コード、2. 履歴番号、3. 変更日付、4. 事業者区分、5. 申告方法、6. 旧管轄県税事務所、7. 新管轄県税事務所、8. 管轄県税変更日、9. 申請日、10. 消除日、11. 指定日、12. 取消日、13. 通知日、14. 状態区分、15. 状態区分設定日、16. 営業開始日、17. 実績開始年月、18. 受任者、19. 休業期間(自)1、20. 休業期間(至)1、21. 休業期間(自)2、22. 休業期間(至)2、23. 休業期間(自)3、24. 休業期間(至)3、25. 送付先サイン、26. 元売系列コード、27. 油種コード1、28. 施設区分1、29. 容量1、30. 基数1、31. 油種コード2、32. 施設区分2、33. 容量2、34. 基数2、35. 油種コード3、36. 施設区分3、37. 容量3、38. 基数3、39. 油種コード4、40. 施設区分4、41. 容量4、42. 基数4、43. 油種コード5、44. 施設区分5、45. 容量5、46. 基数5、47. 油種コード6、48. 施設区分6、49. 容量6、50. 基数6、51. 油種コード7、52. 施設区分7、53. 容量7、54. 基数7、55. 油種コード8、56. 施設区分8、57. 容量8、58. 基数8、59. 仕入業者コード1、60. 仕入方法1、61. 仕入業者コード2、62. 仕入方法2、63. 仕入業者コード3、64. 仕入方法3、65. 仕入業者コード4、66. 仕入方法4、67. 仕入業者コード5、68. 仕入方法5、69. 納税者番号(事業者)、70. 納税者番号(事務所)、71. 納税者番号(送付先)、72. 注意コード、73. 組合加入、74. 債権者番号、75. 登録理由、76. 証券番号1、77. 証券番号2、78. 延長理由、79. 災害延長期限、80. 特記事項、81. 交付金受任有無、82. 交付金受任者氏名、83. 交付金受任者住所、84. 交付金支払方法、85. 受任者納税者番号、86. 課税地指定有無、87. 登録日、88. 更新日

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務支援システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・地方税法に基づいて提出される申告書等は、納税者本人が記載して提出するものであり、当該申告書等においては、当該納税者の情報しか入手することができない。 ・他の機関からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法の規定に基づき、他の機関より必要な情報提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・納税者等が地方税法に基づき、申告書等を提出する場合、法令により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ・他の機関からは、必要な情報しか提供されない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手については、法令において手続きに必要な事項を規定した様式を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	番号利用法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）（以下「番号利用法施行令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）（以下「番号利用法施行規則」という。）の規定に基づき、以下のいずれかの書類により確認を行う。 ・本人から個人番号の提供を求める場合 ①個人番号カード ②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等 ・代理人から個人番号の提供を求める場合 - 代理権の確認 ①法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ②任意代理人の場合には、委任状等 - 代理人の身元（実存）の確認 ①代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ②官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもの ③法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類 ④代理人が税理士である場合は、税理士名簿等
	番号利用法、番号利用法施行令及び番号利用法施行規則の規定に基づき、以下のいずれかの書類により確認を行う。

個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を求める場合 ①個人番号カード ②通知カード(通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。) ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・代理人から個人番号の提供を求める場合 ①個人番号カード又はその写し ②通知カード又はその写し(通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。) ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し ・統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムへの照会 特定個人情報を入手した際には、必要に応じて統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークの利用等により、個人番号の真正性の確認を行う。
-------------------------	--

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	本人又は本人の代理人への申告書内容等の確認、庁内他部署、国、他の都道府県及び市町村から入手した情報並びに住基ネットワークシステムの利用等により突合し、特定個人情報の正確性を確保する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<本人及び本人の代理人における措置> 本人から直接書面を受け取ることを前提とし、郵送などの場合は担当所属名及び事務所所在地を明記して、当該事務所所在地あてに送付していただく。 <国税連携システムにおける措置> 国税連携システムは閉鎖網である統合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、暗号化送信を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは個人番号、氏名及び生年月日等の基本的な情報のみを保持する仕組みであるため、府税賦課徴収事務に必要な情報との紐付けを行うことは不可能である。 ・税務権限で統合宛名システムへアクセスした場合、アクセス権限の範囲が定められているため、必要のない情報を入手することはない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務支援システム及び統合宛名システム間の情報連携は基本4情報のみで行うため、必要のない情報との紐付けが行われることはない。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末ログイン時にカード認証、パスワードの入力を求め、また半年ごとにパスワードを変更している。 ・さらに税務支援システムログイン時に各職員に設定されたID・パスワードを入力することとしている。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発行 税務支援システムにおいては、管理者が、職員の職責に応じた利用機能の範囲等を確認の上、業務に必要な範囲でアクセス権限を付与する。 ・アクセス権限の失効 人事異動や退職に伴い、税務支援システムにアクセスする必要がなくなった場合は、所属から情報を入手後、失効処理を行う。また、アクセスログを分析し、アクセス実績がない職員IDについては、該当の所属に状況を確認し、失効処理を行う。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・税務支援システムの操作者の利用可能な処理については、当該職員の職責に応じたアクセス権限表を作成する。 ・アクセス権限表は、税務支援システムの管理者が不必要な権限を与えていないか、異動退職情報が反映されているか等の確認を行い、是正する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(利用者、日時及び画面名等)を記録し、7年間保管する。 ・なお、アクセスログには個人番号は記録しない。		
その他の措置の内容	離席時には、操作端末の画面の盗み見や不正利用対策として、画面のロック(パスワード付)を設定する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・システムのアクセスログの記録及び分析を行う。 ・税務職員が集まる研修や会議の場において、情報漏えいや事務外で使うことがないよう周知するとともに、アクセスログを記録している点を伝えることにより、漏えいのリスクを抑止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム委託運用業者を除いて、サーバ内に格納されている特定個人情報ファイルを、使用している端末に複製することは技術的にできない仕組みとなっている。 ・なお、委託先については「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」に記載しているとおり、契約書個人情報取扱特記事項により許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護に係る誓約書を提出させる。 ※「個人情報取扱特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、目的外収集・利用の制限、第三者への提供の禁止、複写・複製の禁止、契約終了時の資料等の返還及びその他必要な事項等を列挙したもの。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託契約の内容に「個人情報取扱特記事項」があることを必須とする。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・閲覧／更新のログを取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・作業者については、委託業者から名簿を提出させて確認している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ID及びパスワードによりユーザ認証を行い、委託業者のアクセスログを7年間保管しており、当該ログを確認することができる。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先が委託元から提供を受けた個人情報又は委託先自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料を委託元の承諾なしに、第三者に提供すること並びに当該資料の複製及び複写することを禁止している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・運用保守委託に関しては、個人情報取扱特記事項により委託業務履行場所を京都府庁舎内情報政策課分室に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・委託元の承諾を受けたときを除き、委託先が本件業務を行うために、個人情報が記録された資料等の複製、提供、業務作業場所以外への持ち出し及び送信並びに個人情報の管理に支障を及ぼす行為を禁止している。 ・委託契約の調査条項に基づき調査を行い、又は報告を求める。 ・改修を行う場合等において、委託先へ資料を提供する際、特定個人情報を含めた資料の提供は行わない。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先が特定個人情報を取り扱うのは、京都府庁舎内情報政策課分室での運用保守等に限定されるため、委託先が特定個人情報を消去する必要はない。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	＜開発・運用管理業務＞ 委託契約書及び「個人情報取扱特記事項」に個人情報の取扱いにあたっての遵守事項を設けており、特定個人情報ファイルについても、同様の取扱いを求める。 ・秘密の保持 ・作業場所の指定 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督及び教育 ・契約内容の遵守状況についての報告及び実地調査	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	個人情報取扱特記事項において、再委託時における取扱いを次のとおり定めている。 1. 再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を京都府に申請し、承認を得なければならない。 2. 委託先は、再委託先に契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負う。 3. 委託先は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理・監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。 4. 委託先は、再委託先の業務の履行状況を管理・監督するとともに、京都府の求めに応じて、少なくとも年1回は管理・監督の状況を報告しなければならない。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	番号利用法第19条第10号、番号利用法施行令第22条及び第29条の規定により、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供・移転の際には、法令で定める安全な措置（番号利用法第19条第10号、番号利用法施行令第22条及び番号利用法施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・番号利用法第19条第10号、番号利用法施行令第22条及び第29条の規定により、特定個人情報の提供を受ける者の氏名、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を提供・移転する場合には、法令で定める安全な措置（番号利用法第19条第10号、番号利用法施行令第22条及び番号利用法施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・国税連携システム（eLTAX）による、特定個人情報の提供は、番号利用法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（内閣総理大臣が定める基準）に従って行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	番号利用法第19条第10号で提供が認められている事務のうち、地方税法第72条の54第3項における「分割個人の関係府県への課税標準の通知」のみ同条第10号適用の提供を行う。提供は国税連携システム（eLTAX）で行うが、国税連携システムは番号利用法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（内閣総理大臣が定める基準）に従って行われているため、誤った情報を相手に提供することはない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)		[○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	＜統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムは、操作者の権限により許可されている情報提供及び照会処理のみに制限して運用し、目的外利用を防止する。 ＜中間サーバソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法別表第2及び第19条第17号の規定に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者及び照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている		

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	＜統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムと番号制度を利用する業務システム及び中間サーバの連携において通信の暗号化を実施している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・他システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作及び不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ、他の庁内システム及び情報提供ネットワークシステム間は、高度なセキュリティを保持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバとそれに接続する団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等により、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ・情報照会及び情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システムを通すことにより、不適切な方法で特定個人情報情報が漏えい・紛失することを抑止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<税務支援システムにおける措置> システムで使用する特定個人情報ファイルは、入室の際に事前申請が必要で、生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<税務支援システムにおける措置> ・庁内ネットワーク又は総合行政ネットワーク(LGWAN)のみを使用しており、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。 ・構成している各サーバ等において、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <その他の措置> ・マイナンバーを取扱うシステムと、インターネット接続システムとの分離を行っている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と区別して保管している訳ではないため、生存者と同様の方法となる。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報は、必要に応じて本人、統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムにより確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容 ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄は、職員立会いのもと物理的な破壊により復元不可能な状態にし、その措置内容を記録した報告書の提出を求めることとしている。		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	・年に一回、担当部署内において、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	・特定個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおりに運用されていることを、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(個人情報保護委員会)に基づき、監査を行う。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。
3. その他のリスク対策		
—		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	京都府総務部税務課 所在地 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号 075-414-4433
②請求方法	開示・訂正・利用停止請求については、それぞれ、京都府個人情報保護条例第14条、第20条及び第23条に基づく、請求書を提出する。
特記事項	—
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧料は無料。 写しの作成及び送付に要する費用は実費を負担。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	京都府総務部税務課 所在地 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号 075-414-4433
②対応方法	問合せの際に、対応について記録を残し、関係法令に照らして適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月7日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	京都府民意見提出手続要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、府ホームページ及び府内各振興局等にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和2年7月6日(月)～令和2年8月5日(水)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年8月28日(金)、令和2年9月28日(月)
②方法	京都府情報公開・個人情報保護審議会において第三者点検を受けた。
③結果	第三者点検により次のとおり答申を得た。 「本件評価書については、指針に基づき、特定個人情報保護評価が適切に行われているものと認められる。」
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、(京都地方税機構が管理する)本府受信サーバーに送信される。 1. 所得税申告書等データの受領 国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2. 所得税申告書等データの回送 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する機能。	国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、(京都地方税機構が管理する)本府受信サーバーに送信される。 1. 所得税申告書等データの受領 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2. 所得税申告書等データの回送 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する機能。	事後	団体の名称変更を受けての修正
平成31年4月1日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 後安 剛児	課長	事後	様式改正を受けての修正
平成31年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<税務支援システムにおける措置> ・庁内ネットワーク又は総合行政ネットワーク(LGWAN)のみを使用しており、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。 ・構成している各サーバー等において、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <その他の措置> ・マイナンバーを取扱うシステムと、インターネット接続システムとの分離を行う。 ・セキュリティ仮想基盤の整備を行い、各端末にマイナンバーを取扱うシステムのデータが残らないようにする。	<税務支援システムにおける措置> ・庁内ネットワーク又は総合行政ネットワーク(LGWAN)のみを使用しており、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。 ・構成している各サーバー等において、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <その他の措置> ・マイナンバーを取扱うシステムと、インターネット接続システムとの分離を行う。	事後	セキュリティ対策方法の変更
令和2年10月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※	■ 特定個人情報を管理する府税の種類(参考) 個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税及び自動車取得税	■ 特定個人情報を管理する府税の種類(参考) 個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税種別割及び環境性能割	事後	重要な変更にあたらないため(地方税法の改正に伴う税目名変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1.本人確認情報の更新 京都府知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバー(本人確認情報を記録し、既存住基システム、都道府県サーバー、他市町村コミュニケーションサーバーとデータ交換を行うためのサーバー。外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置を内蔵し、耐タンパー装置は送信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 4.地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報等をキーワードとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5.本人確認情報検索 代表端末又は業務端末に入力された個人番号又は基本4情報等をキーワードとした京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	1. 本人確認情報の更新 京都府知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(本人確認情報を記録し、住基システム、都道府県サーバ、他市町村コミュニケーションサーバとデータ交換を行うためのサーバ。外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置を内蔵し、耐タンパー装置は通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 4. 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報等をキーワードとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された個人番号又は基本4情報等をキーワードとした京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統一)
令和2年10月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、(京都地方税機構が管理する)本府受信サーバーに送信される。	国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、(京都地方税機構が管理する)本府受信サーバに送信される。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統一)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1ー(1). 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応し、符号取得の処理通番の発行依頼を行う機能。 1ー(2). 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応し、既存システムの情報照会を支援する機能。 1ー(3). 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。 1ー(4). 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号及び基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能 2. 団体内統合宛名番号付番機能 統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能 5. 共通変換機能 既存システムの中間サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。 7. 庁内連携機能 府が保有する中間サーバーに提供する特定個人情報の連携データを業務システム間で相互照会を実施するための中継機能。 (特定個人情報の副本を保有しないが、特定個人情報の連携した履歴については、管理できる。)	1ー(1). 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応し、符号取得の処理通番の発行依頼を行う機能。 1ー(2). 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応し、他システムの情報照会を支援する機能。 1ー(3). 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、他システムが行うべき情報提供等を支援する機能。 1ー(4). 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号及び基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能 2. 団体内統合宛名番号付番機能 統合宛名システム端末及び他システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能 5. 共通変換機能 他システムの中間サーバー連携を支援するため、他システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。 7. 庁内連携機能 府が保有する中間サーバーに提供する特定個人情報の連携データを業務システム間で相互照会を実施するための中継機能。 (特定個人情報の副本を保有しないが、特定個人情報の連携した履歴については、管理できる。)	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統一)
令和2年10月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	中間サーバー	中間サーバ	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統一)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	中間サーバーシステム	中間サーバシステム	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統一)
令和2年10月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報及び符号取得のための情報等について連携するための機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供及び符号取得のための情報等について連携するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証並びに職員に付与された権限に基づいた各種機能及び特定個人情報へのアクセス制限を行う機能。	4. 他システム接続機能 中間サーバと他システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報及び符号取得のための情報等について連携するための機能。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供及び符号取得のための情報等について連携するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証並びに職員に付与された権限に基づいた各種機能及び特定個人情報へのアクセス制限を行う機能。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統一)
令和2年10月7日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・番号制度に関する税制上の措置として、税務関係書類(申告書や申請書など)の記載事項に個人番号が追加される。 ・このため、府税の賦課徴収においても個人番号付きの申告書(データを含む)を受理するため、税務支援システムで特定個人情報を保有することになる。	・番号制度に関する税制上の措置として、税務関係書類(申告書や申請書など)の記載事項に個人番号が追加されている。 ・このため、府税の賦課徴収においても個人番号付きの申告書(データを含む)を受理するため、税務支援システムで特定個人情報を保有している。	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な文言の修正)。
令和2年10月7日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、2項 別表第一16項、89項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、2項 別表第一16の項、99の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法の改正に伴う修正)
令和2年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率化の推進など、府税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため。	・課税資料の名寄せ・突合の正確かつ効率化の推進など、府税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため。	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な文言の修正)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・本人又は本人の代理人 納税義務者等から申告書等の提出を受けた都度 ・評価実施機関内の他部署（総務部自治振興課及び統合宛名システムを利用する所属） 個人番号の真正性を確認する都度。（月1回程度） ・行政機関・独立行政法人等（国税庁） 国税連携システムにおいて所得税申告書等データの受信がある都度 ・地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県、市町村） 国税連携システムにおいて、団体間の回送により所得税申告書等データの受信がある都度（都道府県） 府税の賦課徴収事務の調査を行う都度（市町村） ・その他（地方公共団体情報システム機構） 府税賦課徴収事務において必要となる都度	・本人又は本人の代理人 納税義務者等から申告書等の提出を受けた都度。（月1回程度） ・評価実施機関内の他部署（総務部自治振興課及び統合宛名システムを利用する所属） 個人番号の真正性を確認する都度。（月1回程度） ・行政機関・独立行政法人等（国税庁） 国税連携システムにおいて所得税申告書等データの受信がある都度。（月1回程度） ・地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県、市町村） 国税連携システムにおいて、団体間の回送により所得税申告書等データの受信がある都度。（月1回程度）（都道府県） 府税の賦課徴収事務の調査を行う都度。（月1回程度）（市町村） ・その他（地方公共団体情報システム機構） 府税賦課徴収事務において必要となる都度。（月1回程度）	事後	重要な変更にあたらないため（記載要領に基づく追記）
令和2年10月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	府税賦課徴収事務における特定個人情報の利用に関しては、番号利用法第9条（別表第一の16、89）に規定されている。	府税賦課徴収事務における特定個人情報の利用に関しては、番号利用法第9条（別表第一16の項、99の項）に規定されている。	事後	重要な変更にあたらないため（番号利用法の改正に伴う修正）
令和2年10月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署 ※	総務部税務課、各府税事務所、自動車税管理事務所、各広域振興局税務室、各府税出張所及び各地域総務室	総務部税務課、各府税事務所、自動車税管理事務所、各広域振興局税務課、各府税出張所及び各地域総務防災課	事後	重要な変更にあたらないため（部署名の変更）
令和2年10月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ⑨再委託事項	個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税並びに自動車取得税の課税、収納及び徴収に係る運用支援業務	個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税（種別割）並びに自動車税（環境性能割）の課税、収納及び徴収に係る運用支援業務	事後	重要な変更にあたらないため（地方税法の改正に伴う税目名変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法の改正に伴う修正)
令和2年10月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時	該当するデータがあった場合に随時(月一回程度)	事後	重要な変更にあたらないため (記載要領に基づく追記)
令和2年10月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要な、生体認証により入退室の管理がされた庁外施設に設置したサーバー内に保管する。	特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要な、生体認証により入退室の管理がされた庁外施設に設置したサーバー内に保管する。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統一)
令和2年10月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	6年以上10年未満	10年以上20年未満	事後	重要な変更にあたらないため (記載要領に基づく修正)
令和2年10月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	①データについてはシステムにて消去する。 ②電磁的記録媒体に保存された情報については読み出しできないよう、職員立ち会いのもと、物理的破壊により完全に消去する。 ③物理的破壊後、処理証明書及び当該破壊した電磁的記録媒体の写真を提出させる。	・データについてはシステムにて消去する。 ・磁気ディスクの廃棄は、職員立会いのもと物理的な破壊により復元不可能な状態にし、その措置内容を記録した報告書の提出を求めることとしている。	事後	重要な変更にあたらないため (磁気ディスクの廃棄について評価書内の記載内容を統一)
令和2年10月7日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【自動車取得税・自動車税課税管理】	【自動車税課税管理】	事後	重要な変更にあたらないため (地方税法の改正に伴う税目名変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号利用法政令」という。) 第12条第1項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号利用法施行規則」という。) 第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード及び運転免許証又は旅券等の書類で確認する方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を求める場合 ①代理権を番号利用法施行規則第6条の規定に基づき、戸籍謄本等又は委任状等により確認する。 ②代理人の身元(実存)を番号利用法施行規則第7条の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード及び運転免許証又は旅券等の写し等により確認する。 ③本人の個人番号を番号利用法施行規則第8条の規定に基づき、本人の個人番号カード、通知カード又はその写し等により確認する。また、代理人が税理士である場合には、番号利用法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書及び税理士名簿に記録されている事項等を確認する方法により行う。	番号利用法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号利用法施行令」という。) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)(以下「番号利用法施行規則」という。) の規定に基づき、以下のいずれかの書類により確認を行う。 ・本人から個人番号の提供を求める場合 ①個人番号カード ②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等 ・代理人から個人番号の提供を求める場合 代理権の確認 ①法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ②任意代理人の場合には、委任状等 代理人の身元(実存)の確認 ①代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ②官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示等の措置が施されているもの ③法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類 ④代理人が税理士である場合は、税理士名簿等	事後	重要な変更にあたらないため(番号利用法等の改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク3 個人番号の真正性確認の措 置の内容	・本人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条(本人確認の措置)、番号 利用法政令第12条第1項及び番号利用法施行 規則第1条等の規定に基づき、個人番号カー ド、通知カード及び運転免許証又は旅券等の書 類で確認する方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を求める場合 ①代理権を番号利用法施行規則第6条の規定 に基づき、戸籍謄本等又は委任状等により確認 する。 ②代理人の身元(実存)を番号利用法施行規則 第7条の規定に基づき、代理人の個人番号カー ド、通知カード及び運転免許証又は旅券等の写 し等により確認する。 ③本人の個人番号を番号利用法施行規則第8 条の規定に基づき、本人の個人番号カード、通 知カード又はその写し等により確認する。また、 代理人が税理士である場合においては、番号 利用法施行規則第9条第2項等の規定により、 税理代理権限証書及び税理士名簿に記録され ている事項等を確認する方法により行 う。 ・統合宛名システム及び住民基本台帳ネット ワークシステムへの照会 特定個人情報を入手した際には、必要に応じて 統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワ ークの利用等により、個人番号の真正性の確認を 行う。	番号利用法、番号利用法施行令及び番号利 用法施行規則の規定に基づき、以下のいずれ かの書類により確認を行う。 ・本人から個人番号の提供を求める場合 ①個人番号カード ②通知カード(通知カードに記載された氏名、住 所等が住民票に記載されている事項と一致して いる場合に限る。) ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票 記載事項証明書 ・代理人から個人番号の提供を求める場合 ①個人番号カード又はその写し ②通知カード又はその写し(通知カードに記載さ れた氏名、住所等が住民票に記載されている事 項と一致している場合に限る。) ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票 記載事項証明書又はその写し ・統合宛名システム及び住民基本台帳ネット ワークシステムへの照会 特定個人情報を入手した際には、必要に応じて 統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワ ークの利用等により、個人番号の真正性の確認を 行う。	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法等の改正に伴う 修正)
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容	＜本人及び本人の代理人における措置＞ 本人から直接書面を受け取ることを前提とし、 郵送などの場合は担当所属名及び事務所所在 地を明記して、当該事務所所在地あてに送付し ていただく。	＜本人及び本人の代理人における措置＞ 本人から直接書面を受け取ることを前提とし、 郵送などの場合は担当所属名及び事務所所在 地を明記して、当該事務所所在地あてに送付し ていただく。 ＜国税連携システムにおける措置＞ 国税連携システムは閉鎖網である統合行政 ネットワーク(LGWAN)を利用し、暗号化送信を 行っている。	事後	重要な変更にあたらないため (国税連携システムにおける 措置について追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・端末ログイン時にパスワードの入力を求め、ま た半年ごとにパスワードを変更している。 ・さらに税務支援システムログイン時に認証コー ド及び各職員に設定されたID・パスワードを入 力することとしている。	・端末ログイン時にカード認証、パスワードの入 力を求め、また半年ごとにパスワードを変更して いる。 ・さらに税務支援システムログイン時に各職員 に設定されたID・パスワードを入力することとし ている。	事後	重要な変更にあたらないため (文言の軽微な修正)
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	・システム委託運用業者を除いて、サーバー内 に格納されている特定個人情報ファイルを、使 用している端末に複製することは技術的にでき ない仕組みとなっている。	・システム委託運用業者を除いて、サーバ内に 格納されている特定個人情報ファイルを、使用 している端末に複製することは技術的にできな い仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統 一)
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録 具体的な方法	ID及びパスワードによりユーザ認証を行い、委 託業者のアクセスログを保管しており、当該ログ を確認することができる。	ID及びパスワードによりユーザ認証を行い、委 託業者のアクセスログを7年間保管しており、当 該ログを確認することができる。	事後	重要な変更にあたらないため (記載要領に基づく追記)
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの消去 ルール ルール内容及びルール遵 守の確認方法	個人情報が含まれるデータの電磁的記録媒体 (以下「記録媒体」という。)への保存は原則とし て行っていない。ただし、本府の許可を受け、保 存した場合は、当該記録媒体が不要となった時 点で、職員立ち会いのもと消去若しくは破壊、又 は本府へ返却をしなければならない。また、当 該記録媒体を破壊した場合は、本府にその処 理証明書及び破壊した当該記録媒体の写真を 提出させる。	委託先が特定個人情報を取り扱うのは、京都 府庁舎内情報政策課分室での運用保守等に限 定されるため、委託先が特定個人情報を消去す る必要はない。	事後	重要な変更にあたらないため (項目の趣旨に合うように内容 修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供を除 く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録 具体的な方法	番号利用法第19条第8号、番号利用法施行令 第23条及び第29条の規定により、特定個人情 報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の 提供の日時及び提供する特定個人情報の項 目、その他主務省令で定める事項を記録して、 7年間保管する。	番号利用法第19条第9号、番号利用法施行令 第22条及び第29条の規定により、特定個人情 報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の 提供の日時及び提供する特定個人情報の項 目、その他主務省令で定める事項を記録して、 7年間保管する。	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法等の改正に伴う 修正)
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報ファイルの提 供・移転(委託や情報提供ネッ トワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ルール内容及びルール遵 守の確認方法	・提供・移転の際には、法令で定める安全な措 置(番号利用法第19条第8号、番号利用法施行 令第23条及び 番号利用法施行規則(内閣府 令・総務省令第3号)第20条)が確保されたシス テムを利用する等、安全性を確保する。 ・番号利用法第19条第8号、番号利用法施行令 第23条及び第29条の規定により、特定個人情 報の提供を受ける者の氏名、特定個人情報の 提供の日時及び提供する特定個人情報の項 目、その他主務省令で定める事項を記録して、 7年間保管する。	・提供・移転の際には、法令で定める安全な措 置(番号利用法第19条第9号、番号利用法施行 令第22条及び番号利用法施行規則第20条)が 確保されたシステムを利用する等、安全性を確 保する。 ・番号利用法第19条第9号、番号利用法施行令 第22条及び第29条の規定により、特定個人情 報の提供を受ける者の氏名、特定個人情報の 提供の日時及び提供する特定個人情報の項 目、その他主務省令で定める事項を記録して、 7年間保管する。	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法等の改正に伴う 修正)
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報ファイルの提 供・移転(委託や情報提供ネッ トワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を提供・移転する場合には、法 令で定める安全な措置(番号利用法第19条第8 号、番号利用法施行令第23条 及び 番号利用 法施行規則(内閣府令・総務省令第3号)第20 条)が確保されたシステムを利用する等、安全 性を確保する。 ・国税連携システム(eLTAX)による、特定個人 情報の提供は、番号利用法施行規則第20条第 2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保 するために必要な基準(内閣総理大臣が定める 基準)に従って行う。	・特定個人情報を提供・移転する場合には、法 令で定める安全な措置(番号利用法第19条第9 号、番号利用法施行令第22条及び番号利用法 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用 する等、安全性を確保する。 ・国税連携システム(eLTAX)による、特定個人 情報の提供は、番号利用法施行規則第20条第 3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保 するために必要な基準(内閣総理大臣が定める 基準)に従って行う。	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法等の改正に伴う 修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容	番号利用法第19条第8号で提供が認められている事務のうち、地方税法第72条の54第3項における「分割個人の関係府県への課税標準の通知」のみ同条第9号適用の提供を行う。提供は国税連携システム(eLTAX)で行うが、国税連携システムは番号利用法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準(内閣総理大臣が定める基準)に従って行われているため、誤った情報を相手に提供することはない。	番号利用法第19条第9号で提供が認められている事務のうち、地方税法第72条の54第3項における「分割個人の関係府県への課税標準の通知」のみ同条第9号適用の提供を行う。提供は国税連携システム(eLTAX)で行うが、国税連携システムは番号利用法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準(内閣総理大臣が定める基準)に従って行われているため、誤った情報を相手に提供することはない。	事後	重要な変更にあたらないため(番号利用法等の改正に伴う修正)
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムは、操作者の権限により許可されている情報提供及び照会処理のみに制限して運用し、目的外利用を防止する。 <中間サーバーソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法別表第2及び第19条第14号の規定に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者及び照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムは、操作者の権限により許可されている情報提供及び照会処理のみに制限して運用し、目的外利用を防止する。 <中間サーバーソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法別表第2及び第19条第16号の規定に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者及び照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更にあたらないため(番号利用法等の改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムは情報の入手元を、番号制度を利用する業務システムの利用者認証及び事務権限を確認し、アクセス対象外のシステム及び事務権限からは情報の入手ができないように制限している。 ・統合宛名システムと番号制度を利用する業務システム及び中間サーバーの連携において通信の暗号化を実施している。 <中間サーバーソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー、他の庁内システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーとそれに接続する団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムは情報の入手元を、番号制度を利用する業務システムの利用者認証及び事務権限を確認し、アクセス対象外のシステム及び事務権限からは情報の入手ができないように制限している。 ・統合宛名システムと番号制度を利用する業務システム及び中間サーバーの連携において通信の暗号化を実施している。 <中間サーバーソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー、他の庁内システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーとそれに接続する団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統一)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	<賦課徴収事務における措置> ・情報提供ネットワークシステムを通じて入手した特定個人情報、税務支援システムにて保管している情報との突合を実施し、正確性の確認を行う。また、申請書等の内容と不整合がないか確認を行うことにより、正確性を確保する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、照会対象者に係る正確な特定個人情報を入手することが担保されている。	<賦課徴収事務における措置> ・情報提供ネットワークシステムを通じて入手した特定個人情報、税務支援システムにて保管している情報との突合を実施し、正確性の確認を行う。また、申請書等の内容と不整合がないか確認を行うことにより、正確性を確保する。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、照会対象者に係る正確な特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統一)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムと番号制度を利用する業務システム及び中間サーバーの連携において通信の暗号化を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作及び不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムと番号制度を利用する業務システム及び中間サーバの連携において通信の暗号化を実施している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・他システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作及び不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統一)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー、他の庁内システム及び情報提供ネットワークシステム間は、高度なセキュリティを保持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーとそれに接続する団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等により、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ・情報照会及び情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通すことにより、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを抑止する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ、他の庁内システム及び情報提供ネットワークシステム間は、高度なセキュリティを保持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバとそれに接続する団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等により、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバの運用における措置> ・情報照会及び情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システムを通すことにより、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを抑止する。		
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<税務支援システムにおける措置> システムで使用する特定個人情報ファイルは、入室の際に事前申請が必要で、生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバー内に保管する。	<税務支援システムにおける措置> システムで使用する特定個人情報ファイルは、入室の際に事前申請が必要で、生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバー内に保管する。	事後	重要な変更にあたらないため(評価書内の記載内容の統一)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<税務支援システムにおける措置> ・庁内ネットワーク又は総合行政ネットワーク(LGWAN)のみを使用しており、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。 ・構成している各サーバー等において、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <その他の措置> ・マイナンバーを取扱うシステムと、インターネット接続システムとの分離を行う。	<税務支援システムにおける措置> ・庁内ネットワーク又は総合行政ネットワーク(LGWAN)のみを使用しており、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。 ・構成している各サーバ等において、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <その他の措置> ・マイナンバーを取扱うシステムと、インターネット接続システムとの分離を行っている。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書内の記載内容の統一)
令和2年10月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3 消去手順 手順の内容	・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄は、職員立会いのもと物理的な破壊により復元不可能な状態にし、その措置内容を記録した報告書の提出を求めることとしている。	事後	重要な変更にあたらないため (磁気ディスクを廃棄する際の手順を追記)
令和2年10月7日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	・特定個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおりに運用されていることを、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、監査を行う。	・特定個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおりに運用されていることを、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(個人情報保護委員会)に基づき、監査を行う。	事後	重要な変更にあたらないため (文言の軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	IV その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	事後	重要な変更にあたらないため (文言の軽微な修正)
令和2年10月7日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	個人事業税課税事務、不動産取得税課税事務、 軽油引取税課税事務、自動車税課税事務、 自動車取得税課税事務、府税収納管理事務、 府税滞納整理事務及び、府税に係る不服審査事務	左記について削除	事後	重要な変更にあたらないため (記載要領に基づく修正)
令和3年11月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	番号利用法第19条7号 別表第二28の項	番号利用法第19条第8号 別表第二28の項	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法の改正に伴う修正)
令和3年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号利用法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法の改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録 具体的な方法	番号利用法第19条第9号、番号利用法施行令 第22条及び第29条の規定により、特定個人情 報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の 提供の日時及び提供する特定個人情報の項 目、その他主務省令で定める事項を記録して、 7年間保管する。	番号利用法第19条第10号、番号利用法施行令 第22条及び第29条の規定により、特定個人情 報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の 提供の日時及び提供する特定個人情報の項 目、その他主務省令で定める事項を記録して、 7年間保管する。	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法の改正に伴う修 正)
令和3年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報ファイルの提 供・移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ルール内容及びルール遵 守の確認方法	・提供・移転の際には、法令で定める安全な措 置(番号利用法第19条第9号、番号利用法施行 令第22条及び番号利用法施行規則第20条)が 確保されたシステムを利用する等、安全性を確 保する。 ・番号利用法第19条第9号、番号利用法施行令 第22条及び第29条の規定により、特定個人情 報の提供を受ける者の氏名、特定個人情報の 提供の日時及び提供する特定個人情報の項 目、その他主務省令で定める事項を記録して、 7年間保管する。	・提供・移転の際には、法令で定める安全な措 置(番号利用法第19条第10号、番号利用法施 行令第22条及び番号利用法施行規則第20条) が確保されたシステムを利用する等、安全性を 確保する。 ・番号利用法第19条第10号、番号利用法施行 令第22条及び第29条の規定により、特定個人 情報の提供を受ける者の氏名、特定個人情 報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項 目、その他主務省令で定める事項を記録して、 7年間保管する。	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法の改正に伴う修 正)
令和3年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報ファイルの提 供・移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を提供・移転する場合には、法 令で定める安全な措置(番号利用法第19条第9 号、番号利用法施行令第22条及び番号利用 法施行規則第20条)が確保されたシステムを利用 する等、安全性を確保する。 ・国税連携システム(eLTAX)による、特定個人 情報の提供は、番号利用法施行規則第20条第 3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保 するために必要な基準(内閣総理大臣が定める 基準)に従って行う。	・特定個人情報を提供・移転する場合には、法 令で定める安全な措置(番号利用法第19条第 10号、番号利用法施行令第22条及び番号利用 法施行規則第20条)が確保されたシステムを利用 する等、安全性を確保する。 ・国税連携システム(eLTAX)による、特定個人 情報の提供は、番号利用法施行規則第20条第 3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保 するために必要な基準(内閣総理大臣が定める 基準)に従って行う。	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法の改正に伴う修 正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報ファイルの提供・ 移転(委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容	番号利用法第19条第9号で提供が認められている事務のうち、地方税法第72条の54第3項における「分割個人の関係府県への課税標準の通知」のみ同条第9号適用の提供を行う。提供は国税連携システム(eLTAX)で行うが、国税連携システムは番号利用法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準(内閣総理大臣が定める基準)に従って行われているため、誤った情報を相手に提供することはない。	番号利用法第19条第10号で提供が認められている事務のうち、地方税法第72条の54第3項における「分割個人の関係府県への課税標準の通知」のみ同条第10号適用の提供を行う。提供は国税連携システム(eLTAX)で行うが、国税連携システムは番号利用法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準(内閣総理大臣が定める基準)に従って行われているため、誤った情報を相手に提供することはない。	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法の改正に伴う修正)
令和3年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの 接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムは、操作者の権限により許可されている情報提供及び照会処理のみに制限して運用し、目的外利用を防止する。 <中間サーバソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法別表第2及び第19条第16号の規定に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者及び照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムは、操作者の権限により許可されている情報提供及び照会処理のみに制限して運用し、目的外利用を防止する。 <中間サーバソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法別表第2及び第19条第17号の規定に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者及び照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更にあたらないため (番号利用法の改正に伴う修正)